

特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準について

特定建設作業に係る騒音・振動規制区域の区分

区域の区分	都市計画法による地域の区分
第 1 号区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第 2 号区域	工業地域 (学校、病院等*の周囲 80m は、第 1 号区域に入る)

※法に定める学校、病院、診療所のうち入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園。

特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

単位：デシベル (dB)

規制種別	区域の区分	騒音	振動
基準値	1 号及び 2 号	8 5	7 5
作業時間	1 号	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	
	2 号	午後 1 0 時～午前 6 時の時間内でないこと	
1 日当たりの 作業時間	1 号	1 0 時間／日を超えないこと	
	2 号	1 4 時間／日を超えないこと	
作業期間	1 号及び 2 号	連続 6 日を超えないこと	
作業日	1 号及び 2 号	日曜日その他の休日でないこと	

備考 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2 基準値を超えている場合、騒音・振動防止の方法のみならず、1 日の作業時間を表に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

3 基準には、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。

4 平成 3 0 年米子市告示第 6 3 号